

町内の相談支援事業所

事業所名	連絡先	住所
熊野町社協障がい者相談支援センター	082-820-5330	熊野町中溝一丁目 11番1号
相談支援事業所 結 (ゆい)	082-847-3955	熊野町新宮三丁目 1番8号
相談支援事業所心那 (ここな)	082-847-5016	熊野町中溝三丁目 1番37号
相談支援事業所 Omusubi (おむすび)	082-516-6034	熊野町萩原五丁目 3番32号

【お問い合わせ・申請先】熊野町 社会福祉課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL 082-820-5635

FAX 082-854-8009



児童通所支援の利用について



児童発達支援

就学前（小学校入学前）までの
お子さんが対象です。幼稚園や
保育園に通いながら療育を受
けられます。

放課後デイサービス

就学後（小学校入学後）～高等学校
卒業までのお子さんが対象です。
放課後や休日、長期休暇に療育を
受けられます。



療育とは・・・発達特性のある子どもが自立した生活を送るために必要なス
キル（気持ちの伝え方・集団でのすごし方・発語など）を身につけるための
支援です。

利用には申請が必要です。

町ホームページ、申請書のダウンロードはこちら→



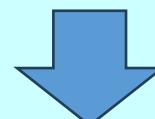
利用までのながれ

1. 医師意見書の取得



かかりつけの病院で医師の意見書または診断書（様式の指定なし）を取得してください。
※障害者手帳をお持ちの方は、意見書・診断書は不要です。

2. 役場での申請手続き



医師の意見書または診断書を提出してください。
お子さんについての聞き取りをします。お子さんのことがよく分かる方が来所してください。

3. 相談支援事業所に連絡



裏面の一覧表を参照し、相談員さんを決めましょう。

4. 通所先を決める



通所事業所に連絡して見学をしましょう。
相談員さんと一緒に決めるこどもできます。

5. 受給者証が届く

通所事業所に連絡しましょう。利用開始です。

利用料金について

サービス利用料の1割が自己負担になりますが、世帯の収入に応じて1か月あたりの負担上限額を設定します。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般1	町民税課税世帯 (所得割 28万円未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

障害児通所施設（未就学児）の利用者負担の無償化

小学校入学前の未就学児が①児童発達支援②保育所等訪問支援を利用する場合に、サービス利用料が無償化される制度です。

【対象児童】3～5歳（4月1日時点の年齢）

